

【1995年1月24日】育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案要綱について（答申）
婦人少年問題審議会

婦人少年問題審議会答申

婦審発第三号

平成七年一月二四日

労働大臣 浜本 万三殿

婦人少年問題審議会 会長 人見 康子

「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案要綱」について（答申）

平成七年一月一日付け労働省発婦第二号をもって諮問のあった「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案要綱」については、平成六年一二月一六日付けの当審議会の建議にかんがみ、おおむね妥当と認める。

なお、労働者委員及び使用者委員から別紙のとおり意見があったことを申し添える。

（別紙1）

労働者委員の意見

介護休業・短時間勤務制度の法制化にあたっては、労働協約の実態、働きながら介護を担っている多くの労働者の実状を十分に踏まえるべきであり、下記の意見を付記する。

- 1 介護休業及び勤務時間の短縮等の措置の期間は一年、取得形態については断続を認めること。
- 2 法施行は一九九六年四月とすること。
- 3 最低でも育児休業と同様の休業中の生活保障措置を講ずること。

（別紙2）

使用者委員の意見

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案要綱の答申に際して、下記のとおり意見を申し述べる。

- 1 介護問題については、まず国がその対策の全体像を策定し、その中で介護休業の位置付けを明らかにすべきであると主張してきたところであり、介護休業の付与を事業主に義務づけることは、我々の考えとは異なるものである。
- 2 介護休業は、とりわけ中小企業にとって、代替要員の確保が極めて難しい。委託募集の特例は、手続きの簡素化を図る等代替要員の確保が容易になるよう十分配慮すること、また、代替要員について派遣労働を認める等法的整備を速やかに進めることを強く望む。

- 3 法律案要綱は、公労使各側委員それぞれに不満な点を残しながらも、真摯な検討により取りまとめられたものである。今後、政府におかれては、これが三者委員の厳粛な結論であることに思いを致され、趣旨、内容、施行時期等の変更が行われないよう要請する。